京都大学図書館機構長賞要項

（令和５年５月１６日　図書館機構長裁定制定）

（趣　旨）

第１条　この要項は、京都大学図書館の機能向上に貢献し、本学所属の学生教職員の学術研究を促進した図書館活動、もしくは本学図書館の有する資料等を活用し社会貢献を行った図書館活動を顕彰するため、京都大学図書館機構長賞（以下「賞」という。）を設け、活動を公募し、賞を授与することに関して必要な事項を定める。

（顕彰対象）

第２条　顕彰は先端的・特徴的な取り組みにより図書館機能の向上を図った活動、または、図書館機能の維持提供を長期的に安定して継続した活動を対象とする。

２　対象期間は、前年度（4 月～翌年 3 月末）の活動とするが、継続的な活動についてはこの限りではない。

３　図書館に関する個別の学術研究は対象としない。

（募　集）

第３条　賞の募集は、年 1 回行い、募集の通知を図書館機構長（以下「機構長」という。）より行う。

（応募資格）

第４条　賞に応募できる活動は以下のいずれかとする。

（１）図書館・図書室による活動

（２）部局協働事業、部局横断的なワーキンググループ等の活動

（３）外部機関との協働活動（ただし、本学構成員が主体的に活動に参加したものに限る。）

２　教職員、学生による個人の活動は対象としない。

（自薦・他薦）

第５条　応募は、活動に参画する者からの自薦、または本学の教職員からの推薦（他薦）とする。

（応募手続き）

第６条　応募は所定の応募用紙または応募フォームに必要事項を記入し、選考のための参考資料（任意）を添えて、所定の期日までに図書館総務課に提出する。

（選　考）
第７条　機構長が書類審査により、受賞する活動を決定する。

（表　彰）
第８条　機構長が、図書館協議会において、受賞した活動に対して賞状を授与する。

（公　表）
第９条　受賞した活動は、図書館機構 Web サイトで公表する。
２　機構長が、必要に応じて受賞した活動について公表の機会を与える。

（その他）
第１０条　この要項に定めるもののほか、賞に関し必要な事項は、機構長が定める。

附　則
この要項は、令和５年５月１６日から実施する。
附　則
この要項は、令和７年２月２０日から実施する。

京都大学図書館機構長賞　応募・推薦　用紙

令和　　年　　月　　日

図書館機構長　殿

以下の活動について、図書館機構長賞に　応募・推薦　します。

<table>
<tr><td>図書館・室
又はWG名称等</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>活動の名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>自薦・他薦</td><td colspan="3">自薦（　　）　　他薦　（　　）
該当する方に〇をつけてください</td></tr>
<tr><td>応募者（推薦者）氏名</td><td></td><td>応募者（推薦者）の
所属・職名</td><td></td></tr>
<tr><td>活動代表者名
（他薦の場合記入してください）</td><td></td><td>代表者の
所属・職名</td><td></td></tr>
<tr><td>活動の概要
(600～800字程度で)</td><td colspan="3">活動の経過、体制、取り組みの内容に加えて、次の事項を記入してください。
・　当該活動が「京都大学図書館機構長賞要項」第1条に定める、①京都大学図書館の機能向上への貢献、②本学所属の学生教職員の学術研究の促進、③本学図書館の有する資料等を活用し社会貢献を行った、のうちどれに該当するか。
・　当該活動が同第2条に定める、①先端的・特徴的な取り組みにより図書館機能の向上を図った活動、②図書館機能の維持提供を長期的に安定して継続した活動、のうちどれに該当するか。
・　当該活動が同第4条第1項に定める、応募資格のどれに該当するか。</td></tr>
</table>

活動による効果および貢献・寄与した目標等	定性的または定量的な効果を記入してください。また、図書館機構や本学、国等が定める構想や目標（以下に例示）で当てはまるものがあれば、どのような貢献または寄与があったか述べてください。 （例）・本学の中期目標・中期計画 ・京都大学図書館機構将来構想 ・「2030 デジタル・ライブラリー」推進に向けたロードマップ
参考資料	活動の URL や活動を報告した会議資料などがあれば添付願います。